

農地の賃借や売買の権利移動は、
農業委員会に届け出て
許可を得る必要があります！

●届出が必要な要件は、

- 農地法第18条6項（賃借権等の解除の届出）
- 農地法第3条（農地としての賃借借や売買）
- 農地法第4条（自己所有農地を転用する場合）
- 農地法第5条（売買や賃借で転用を行う場合）
- 利用権設定（農地の賃借借、売買）などです。

⑧農業委員会は、毎

月25日（土日祝日
にかかるとは前
後します。）に開
催され、申請の締
め切りは、毎月18
日（土日祝日にか
かる場合は前後し
ます。）となつて
います。



農業者年金受給者の皆さまへ

**「現況届」を6月30日（木）までに
提出してください。**

農業者年金を受給されている方は、毎年6月に現
況届が必要となります。5月末に農業年金基金か
ら現況届の通知が發送されていますので、署名の
上、必ず提出してください。

農地の贈与、相続は法律に基づき
適切に手続きを行ってください！

農地を家族に贈与する場合、2つの方法が
あります。

【一括贈与】

農地のみを耕作目的で一括に贈与すること
により、贈与税の猶予を受けられる制度で
す。

ただし、3年毎に贈与税・不動産取得税の
猶予の届出を税務署及び県振興局に提出する
必要があります。また、贈与した農地を売買
や賃貸することはできません。（部分・全部
の贈与税が確定します。）

【相続時精算方式】

農地を含む資産を贈与する場合（宅地・家
屋等を含む）、2,500万円内であれば、
相続時にその贈与税（この場合は相続税とし
て）を精算する制度です。

ただし、前年に税務署への届出が必要で
すので、資産証明書を取られ、一度税務署へご
相談ください。

◎法改正により相続の場合も農業委員会への
届出が必要となりました。

農業委員会事務局 ☎ 22・3254までお
問い合わせください。

農業者年金のご案内

●農業者の方なら広く加入できます

国民年金第一号被保険者で、年間60日以上農業
に従事する60歳未満の方であれば誰でも加入で
きます。農地を持っていない農業者の方や、配
偶者や家族従事者も加入できます。

●少子高齢化時代に強い年金です

自らが納めた保険料とその運用収入を将来受給
する年金の原資として積み立てる、積み立て方
式の年金です。

●保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分
で保険料を決められます。（月額2万円から
6万7千円まで。）

●終身年金で80歳までの保障付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者
が80歳前になくなった場合でも、死亡した翌日
から80歳までに受け取れるはずであった、農業
者高齢年金が死亡一時金として遺族に支給され
ます。

●手厚い政策支援があります

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の
担い手となる方には、国から月額最高1万円の
保険料補助があります。国庫補助額も自分の年
金として受給できます。

※農業者年金の詳しい内容については、農業委員
会、JA各支所までお問い合わせください。